

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表について

東京都は土砂災害防止法の一部改正（平成 27 年 1 月）に基づき、都民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある地域についての危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進している。

都道府県知事の責務となった土砂災害警戒区域等の指定の前段として、東京都は中野区の急傾斜地の基礎調査を実施し、今回、21 箇所が土砂災害警戒区域、うち 11 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定となる基礎調査結果を公表したので、その内容及び今後の対応について、次のとおり報告する。

1 基礎調査結果

(1) 公表日等

- 平成 29 年 7 月 13 日東京都がプレス発表
- 東京都建設局及び中野区のホームページでの公開
- 区役所災害対策担当の窓口での基礎調査結果資料の閲覧

(2) 中野区指定区域数

町名	急傾斜地の崩壊	
	土砂災害警戒区域※1	土砂災害特別警戒区域※2
松が丘	4	1
上高田	9	7
中央	2	0
東中野	1	1
本町	2	0
弥生町	3	2
計	21	11

※詳細は別紙のとおり

(土地の形状)

- ・ 傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上

(指定の範囲)

- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内
- ・ 急傾斜地の下端から高さの 2 倍以内

※1 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域（通称「イエローゾーン」）

※2 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域（通称「レッドゾーン」）

2 指定の効果

(1) 土砂災害警戒区域

① 警戒避難態勢の地域防災計画への記載【区】

土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項、各警戒区域の避難場所、避難経路等を地域防災計画に記載する。

- ② 災害時要配慮者利用施設の避難体制の強化【施設管理者、区】
当該区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となる。(※地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象)
 - ③ 土砂災害ハザードマップによる周知【区】
土砂災害の警戒避難に必要な情報を住民に周知するハザードマップを配布する。
- (2) 土砂災害特別警戒区域（前(1)の内容に加える）
- ① 特定の開発行為に対する許可制【都】
住宅宅地、福祉施設等の建設に係る土砂災害対策工事の計画に対する許可制
 - ② 建築物の構造規制【特定行政庁（区）・指定確認検査機関】
居室を有する建築物に対する建築主事の確認
 - ③ 建築物の移転等の勧告【都】、支援措置【区】
特別警戒区域内から安全な区域に移転する等の措置に対する勧告・支援

3 今後の区への対応

今回の土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を受けて、区として以下の点などの対応方法を検討、実施する。

- (1) 基礎調査結果の区HPへの掲載及び災害対策担当の窓口での閲覧を実施し、区民へ周知徹底する。
- (2) 警戒避難態勢を計画し、区HPへ掲載及び中野区地域防災計画へ記載する。
- (3) 土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難に必要な情報を住民に周知する。
- (4) 特別警戒区域内の住宅の補強・改築などの防災工事等への支援措置を検討する。
- (5) ひがしなかの幼稚園（災害時要配慮者利用施設）における応急教育計画の改定及び施設補強対策等を検討し、利用者の円滑かつ迅速な避難等を確保する。
- (6) 指定区域内の所管する公園及び施設の状況を再確認し、必要な対策の検討及び措置を実施する。

4 今後の予定

平成 29 年	10 月 26 日	住民説明会（東京都主催）
	11 月	区から東京都へ指定に関する意見回答
	12 月	東京都による指定手続き・公示
		東京都建設局及び中野区のホームページに公開
平成 30 年	～3 月	中野区地域防災計画（案）への反映
	6 月～	中野区地域防災計画 策定

5 参考資料

他区における住民説明会での主な質疑内容について（別添・東京都提供資料より抜粋）

別紙

土砂災害特別警戒区域・警戒区域内に含まれる主な施設等について

※区施設は太字

※「番」は住宅地区の情報のため、他の「番」を含む場合があります。

特別警戒区域が存在する区域

番号	町名	丁目	番	施設・公園等
K001	松が丘	二丁目	28	民家、共同住宅
K002	松が丘	二丁目	29	民家、共同住宅、 区立江古田公園
K003	松が丘	一丁目	28他	民家、共同住宅
K004	松が丘	一丁目	30	民家、共同住宅
K005	上高田	五丁目	12	民家、共同住宅
K006	上高田	五丁目	18	光徳院
K007	上高田	五丁目	21他	民家、共同住宅、東光寺
K008	上高田	四丁目	17	上高田4丁目団地1号棟
K009	上高田	四丁目	17他	区立上高田台公園 、上高田4丁目団地2号棟、共同住宅
K010	上高田	四丁目	19他	共同住宅
K011	上高田	四丁目	20他	民家、共同住宅
K012	上高田	四丁目	5他	民家、共同住宅
K013	上高田	四丁目	7他	民家、共同住宅、願正寺
K014	東中野	五丁目	8	区立ひがしなかの幼稚園
K015	中央	一丁目	15他	民家、共同住宅、小淀ホーム
K016	中央	二丁目	28他	宝仙学園
K017	本町	五丁目	8他	民家、共同住宅、都営中野本町5丁目アパート2号棟
K018	本町	五丁目	8他	民家、共同住宅、都営中野本町5丁目アパート1号棟
K019	弥生町	五丁目	9他	共同住宅、 区営弥生町5丁目アパート15号棟
K020	弥生町	六丁目	4他	民家、 区立丸太公園
K021	弥生町	六丁目	2他	民家、コーシャハイム中野弥生町

他区における住民説明会での主な質疑内容について

質問 Q 回答 A	質疑内容
Q 1	基礎調査ではどんな調査を行ったのか？
A 1	高さ 5 m 以上、30° 以上の斜面を抽出した上で、地表の土質や擁壁等の施設があればその効果を調査するなどの現地調査を行った。
Q 2	警戒区域を解除することはあるのか？
A 2	斜面の地形が 5 m 以下、または 30° 未満に改変されれば区域がなくなる。また Rz では斜面对策を実施すれば Rz を解除することがある。
Q 3	斜面を所有しているものに対して指定されたことにより斜面の改善等を行う義務があるのか？
A 3	この土砂災害防止法で指定されたことにより、斜面の持ち主や管理者に対し対策義務が働くものではない。広島土砂災害ではこのような場所であることを知らずに被災された方がいた。土砂災害防止法は、土砂災害のおそれがある場所を知ってもらい、そうした場所を増やさないようにすることが目的である。
Q 4	指定されたことにより、斜面の下の方から斜面の持ち主に対して、何らかの対策を求めてくる可能性はあるか？
A 4	法律においては、斜面の持ち主に対策を義務付けられるものではない。斜面に異変があった場合、斜面の持ち主に対する申し出を止めるものでもない。また斜面管理は所有者が行うものであるから、住民の方々の話し合いに行政が入って対策を求めるものではない。
Q 5	区域の指定で資産価値が下がる。納得できない。
A 5	区域指定によりがけ地の危険度が変わるものではない。区域指定は、斜面が崩れた場合、Yz は影響が及ぶ範囲、Rz は木造家屋が損壊する範囲を示している。区域指定により資産価値が下がるかどうかは不明だが、都主税局によれば固定資産評価額を補正すると聞いている。

※ Rz：土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

Yz：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）